

| 番号 | 事 件 名 | 事 件 の 概 要 | 進 行 状 況 等 |
|----|--|---|-----------|
| 4 | 損害賠償請求事件 (福島地裁昭和48年 (ワ)第186号) | 昭和45年7月25日の小野川湖における女生徒の溺死事故が教員の過失行為によるものであるとして国家賠償法に基づき、県に対して800万円余の賠償を求めるもの。 | 証 人 調 べ 中 |
| 5 | 聾学校高等部廃止等 請求事件(福島地裁 昭和49年行ウ第11号) | 県教委は昭和48年度より聾学校の統廃合を進めてきたが、それに反対する原告等16名は、高等部の新設、廃止を定めた学則、転入学願不受理処分、寄宿舎入舎願の不許可処分の取消しを求めて訴えの提起をした。 | 口 頭 弁 論 中 |

2 不利益処分審査請求事件の概要及び進行状況等

| 番号 | 事 件 名 | 事 件 の 概 要 | 進 行 状 況 等 |
|----|------------------------|---|--|
| 1 | 懲戒処分取消請求事件 (白岩正吉) | 訴訟事件の1と同内容のものであって、審査請求前置主義の建て前から昭和33年12月28日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。 | 同一事件が訴訟事件として福島地裁に係属している関係からその推移にまつこととし、現在審査は行われていない。 |
| 2 | 懲戒処分取消請求事件 (白岩正吉) | 訴訟事件の2と同内容のものであって、審査請求前置主義の建て前から昭和35年1月26日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。 | 同 上 |
| 3 | 懲戒処分取消請求事件 (松崎孝也) | 生徒の進路指導につき行き過ぎがあり、その結果憲法の保障する職業選択の自由を侵したものととして県立川口高校教諭松崎孝也に対し懲戒処分を行ったところ、学校における正常な進路指導に対してなされた不当かつ不利益な懲戒処分であるとしてこの審査を請求したものである。 | 答弁書提出後期日未定 |
| 4 | 懲戒処分取消請求事件 (5.19事案) | 昭和47年5月19日、給与の大幅引き上げ等を目的とする日教組のストライキに際し、上司の許可なく無断で職場を離脱した高校教職員に対し服務義務違反を理由に懲戒処分に付した。 この懲戒処分を不服として県人事委員会にその取り消しを求めたものである。 | 期 日 未 定 |
| 5 | 懲戒処分取消請求事件 (4.27事案) | 昭和48年4月27日の日教組統一行動に際し、上司の許可なく職場を放棄した公立学校教職員に対して懲戒処分に付したところその取り消しを求めるもの。 | 期 日 未 定 |

3 解決済事件の概要等

| 番号 | 事 件 名 | 事 件 の 概 要 | 備 考 |
|----|---|---|---|
| 1 | 時間外勤務手当請求 事件(昭和43行ウ第 3～22号ただし5、 7、16を除く) | 過去2年間における職員会議、修学旅行等について、正規の勤務時間を超えて勤務したと主張し、その割増賃金の支払いを各市町村に対して請求した事案 | 昭和47年6月、裁判長より和解の勧告があり、双方の間に話し合いがもたれてきた。その結果昭和49年9月17日原告等の訴えの取り下げにより終結 |
| 2 | 懲戒処分取消請求事件 (昭和43行ウ第25 号) | 公職選挙法違反で罰金刑に処せられた教員に対して、懲戒処分を行ったところ、その取り消しを請求した事案 | 昭和49年11月18日 訴えの取り下げ |
| 3 | 懲戒処分取消請求事件 | 2と同一事案 | 昭和49年11月26日 請求の取り下げ |
| 4 | 懲戒処分取消請求事件 | 公職選挙法違反行為に対する懲戒処分についてその取り消しを請求した事案 | 昭和49年11月26日 請求の取り下げ |